

黒部市プレミアム商品券「がんばる黒部応援券(第2弾)」取扱店の募集について

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている市内店舗の支援及び停滞している地域経済の活性化を促進するための黒部市プレミアム商品券「がんばる黒部応援券」の発行に伴い、黒部市内において「がんばる黒部応援券」の取扱店を募集します。

2. 取扱店の募集概要

(1) 募集期間

令和3年4月22日(木)から5月18日(火)まで

(2) 対象事業者

黒部市内に店舗等を有する事業者を対象とします。

・共通券取扱店—黒部市内に店舗等を有するすべての事業者(専用券取扱店を含む)を対象とします。

・専用券取扱店—新型コロナウイルス感染症により影響(売上高や来客数の減少等)を受けている中小事業者※を対象とします。
※ただしスーパー、ホームセンター、ドラッグストア及び家電量販店等の大型店舗を除きます。

ただし、次に掲げる者は取扱店に登録することができません。

・黒部市暴力団排除条例(平成24年黒部市条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員、もしくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者

・公序良俗に反する営業活動を行っている者

・その他、本商品券事業の趣旨を鑑み、市で適切でないと判断する事業者

(3) 登録申請方法

登録申請書に必要事項を記入の上、募集期間内に市役所商工観光課まで提出してください。また、市のHPから直接登録申請することもできます。

登録申請のあった事業者は、市での審査を経て、取扱店として承認します。審査結果は事業者あてに通知します。ただし、承認後であっても申請内容に虚偽・不正があった場合等、市が適切でないと判断した場合には承認を取り消すことがあります。

(4) 登録、換金手数料等

取扱店の登録及び商品券の換金に伴う手数料等はかかりません。

3. 黒部市プレミアム商品券「がんばる黒部応援券(第2弾)」の概要

(1) 購入対象者

黒部市内にお住まいの方

(2) 販売価格

1冊 10,000円で13,000円分の商品券(専用券1,000円券×10枚、共通券1,000円券×3枚)を販売

(3) 販売冊数

10,000冊【1冊13,000円分の商品券(専用券1,000円券×10枚、共通券1,000円券×3枚)】

(4) 購入冊数

1人につき2冊(商品券26,000円分)まで

(5) 使用期間

令和3年6月1日(火)から令和3年10月31日(日)まで

4. 商品券の使用対象とならないもの

商品券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできません。

(1) 土地、家屋等の不動産

(2) 出資及び金融商品等

(3) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこ

(4) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの(有価証券、ビール券、図書カード、切手、郵便はがき、印紙等)

(5) 国や地方公共団体への支払い、公共料金の支払い(税金、電気、ガス、水道料金等)

(6) 医療機関等における診察料等(処方箋による薬剤代を含む)

(7) その他、市で適切でないと判断するもの

5. 商品券の換金手続について

(1) 受付期間

令和3年6月1日(火)から令和3年11月10日(水)まで ※土、日及び祝祭日を除く

(2) 受付窓口

市役所商工観光課

(3) 換金手続

取扱店は換金を行う商品券及び請求書を持参し、受付窓口において換金の申出を行ってください。

上記の受付期間において換金の申出のあった取扱店に対し、毎月15日及び末日を締日とし、概ね2週間を目処に指定口座に振込手続を行います。

※最終受付日は令和3年11月10日(水)となります。以降の受付はでき兼ねますのでご注意ください。

6. 商品券取扱いの留意事項

取扱店は、商品券の取扱いに関する次に掲げる事項について留意してください。

(1) 商品券額面未満の取引であっても釣銭は支払わないこと。

(2) 不足分は現金等で受け取ること。

(3) 商品返品の際の返金は行わないこと。

(4) 商品券を転売、譲渡、交換及び再利用しないこと。商品券の利用者に対しても同様に周知すること。

(5) 各事業者が取扱うポイント等については、市は関与しないものとする。

(6) その他、上記に記載のない事項については、市がその対応を判断するものとする。